

手続きの流れ

- ① 「学校感染症」と診断を受ける。
 - ② いつまでが自宅療養となるか、医師に確認する。（下記基準を参考にしてください。）
（新型コロナ・インフルエンザ以外は、次回の受診が必要かを確認する。）
 - ③ 学校へ連絡し、自宅療養に入る。
※医師からの自宅療養期間または再登校にあたる指示について連絡してください。
 - ④ 医療機関を受診した証明（領収書、検査結果、処方箋のいずれか）を残しておく。
 - ⑤ 再登校の際、「学校感染症罹患報告書」を受け取り、保護者が記入し、学校に提出する。
※「学校感染症罹患報告書」に④医療機関を受診した書類（領収書・検査結果・処方箋のいずれか）（コピー可）を添付して提出してください。
- ↓
- この書類の提出をもって「出席停止」の扱いとなる。

学校感染症 出席停止の基準（一部）

- * 新型コロナウイルス感染症（R5.5/8～）・・・発症後5日かつ症状軽快後一日を経過するまで
- * インフルエンザ・・・・・・・・・・発症後5日かつ解熱後2日を経過するまで
- * 麻疹（はしか）・・・・・・・・・・解熱後3日を経過するまで
- * 風疹・・・・・・・・・・発疹が消失するまで
- * 流行性耳下腺炎（おたふく風邪）・・・耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
- * 百日咳・・・・・・・・・・特有の咳が消失するまで
または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
- * 水痘（みずぼうそう）・・・・・・・・・・発疹が痂皮化するまで
- * 咽頭結膜熱（プール熱）・・・・・・・・主要症状消退後2日を経過するまで
- * 髄膜炎菌性髄膜炎・・・・・・・・病状により感染のおそれがないと認めるまで
- * その他主治医の指示した疾患